

## 鯖江市コミュニティバス広告掲載取扱要領

### (趣旨)

第1条 鯖江市コミュニティバスおよびコミュニティバスに関連する広告媒体（以下「広告媒体」という。）へ掲載する広告の取扱いについては、鯖江市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領によるものとする。

### (広告の種類)

第2条 広告媒体の広告の種類は、次のとおりとする。

- (1) 携帯時刻表
- (2) バス車内額面
- (3) バス接近情報通知用大型モニター
- (4) バス停標識柱
- (5) バス車両（本体）

### (広告の規格、掲載期間および掲載料)

第3条 前条各号に規定する広告の規格、枠数、掲載期間および掲載料は、別表1から別表3のとおりとする。

- 2 前項の掲載料は、消費税および地方消費税の額を含むものとする。
- 3 公共団体等が情報提供のために掲載するもの、その他市長が必要と認めたものについては、掲載料徴収の対象外とする。

### (広告の募集)

第4条 広告の募集は、前条第1項に規定する掲載期間ごとに行う。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

### (掲載の申込み)

第5条 広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、鯖江市コミュニティバス広告掲載申込書（様式第1号）（以下「申込書」とする。）に掲載しようとする広告の版下（完全な原稿をいう。）を添えて、別表1で指定する日までに市長に申し込まなければならない。

- 2 申込者は、第2条第2号から同第5号に規定する広告媒体への広告掲載を複数月申込みすることができる。ただし、広告の掲載を開始した日の属する年度の末日を越えないものとする。
- 3 申込者は、広告の掲載を複数枠申込み場合には、事前に市長に協議しなければならない。
- 4 広告の掲載配置については、各広告媒体の配置や構成に配慮したうえで、市が広告掲載の申込みの受付順により決定する。
- 5 第3条第3項に該当する申込者であっても、第1項に規定する申込書を提出するものとする。

### (広告掲載の決定)

第6条 市長は、前条第1項の申込書の提出があったときは、速やかに当該広告の掲載の可否を決定し、申込者に鯖江市コミュニティバス広告掲載可否決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

### (広告掲載の優先順位)

第7条 広告掲載の優先順位は、次に掲げる順位により決定する。この場合において、同順位に複数の申込者がいる場合には、申込みの受付順により決定する。

- (1) 市内に事業所等を有する者（次号に規定するものを除く。）の広告

(2) 国、地方公共団体、公益法人およびこれらに類する者の広告

(3) 前各号に掲げる広告以外の広告

2 第2条第1号および同第3号から第5号に規定する広告の申込者が、第3条第1項に規定する掲載期間を経過した後も引き続き広告を掲載することになったときは、前項の規定にかかわらず、当該申込者は広告掲載の優先順位を第一の順位により決定されたものとみなす。ただし、第2条第5号に規定する広告の申込者については、延長する期間内に別の広告申込者による広告を掲載することが決定している場合はこの限りでない。

(著作権等)

第8条 広告の原稿にイラスト、写真またはロゴなどを使用する場合には、広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）が著作権や肖像権の確認を行うとともに、著作権料等が発生するときは、これを負担しなければならない。

(広告内容の変更)

第9条 市長は、第6条の広告掲載の決定後、広告物の内容、デザインに不備があると認められるときは、広告主に対し広告物の内容等の変更を求めることができる。

2 広告主は、広告物の内容等を変更しようとするときは、事前に市長と協議し、鯖江市コミュニティバス広告掲載内容等変更申出書（様式第3号）を提出しなければならない。

(広告掲載の取消し)

第10条 市長は、要綱第12条に規定するほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 広告掲載に必要な広告物の原稿が市長の指定する期日までに提出されないとき。

(2) 前条の規定による広告物の内容等の変更の求めに広告主が応じないとき。

(3) その他市長が広告掲載に特に支障があると認めるとき。

(広告掲載の取下げ)

第11条 広告主は、広告掲載の取下げを行う場合は、鯖江市コミュニティバス広告掲載取下申出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。この場合において、広告媒体が、第2条第1号に該当するときは、当該広告媒体の発行の3週間前までに提出しなければならない。

(広告掲載料の還付)

第12条 広告の掲載料は返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 広告掲載の決定後から広告の掲載開始前までの期間に、広告主の責めに帰さない事由により広告の掲載ができなくなった場合は、既に納付された広告掲載料の全額を返還する。

(2) 広告掲載期間中に、広告主の責めに帰さない事由により広告の掲載ができなくなった場合は、日数に応じて広告掲載料を返還する。

2 前項各号の規定による広告掲載料の返還において、1年または1月に満たない日数分は月割りまたは日割りとし、算定した広告掲載料の額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

3 返還する広告掲載料には、利子を付さない。

4 広告媒体の故障や点検等により一定期間広告を掲出できない場合には、広告掲載料の返還は行わないものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年1月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成29年3月10日から施行する。

(鯖江市コミュニティバス停留所の標識柱利用広告掲示取扱要領の廃止)

2 鯖江市コミュニティバス停留所の標識柱利用広告掲示取扱要領(以下「標柱広告要領」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この要領の施行の際現にこの要領による改正前の鯖江市コミュニティバス家庭配布用携帯時刻表広告掲示取扱要領第5条およびこの要領による廃止前の標柱広告要領第4条の規定により提出されている申込書については、この要領による改正後の鯖江市コミュニティバス広告掲載取扱要領第5条の規定により提出された申込書とみなす。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和2年11月11日から施行する。

(広告種類：バス接近情報通知用大型モニターの掲載料の変更)

附 則

(施行期日)

この要領は、令和4年11月1日から施行する。

(要領の一部修正、別表の一部追記および修正、様式第1号と第2号を統合し様式第1号、様式第3号様式を第2号様式、第4号様式を第3号様式、第5号様式を第4号様式に変更、押印の廃止およびFAX番号記入欄の削除、様式内の年号の削除)

附 則

(施行期日)

この要領は、令和6年2月1日から施行する。

(広告の種類にバス車両(本体)を追加等)

別表 1

広告種類	規格(注1)	掲載期間	枠数	掲載料	申込期限	備考
携帯時刻表	縦 40 ミリメートル 横 65 ミリメートル (1 枠) (1 頁は 8 枠とする。)	時刻表発行日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間	—	(年) 25,000 円/枠	時刻表発行の 2 箇月前	携帯時刻表の発行は原則、年度当初に実施するが、時刻表発行を行わない年度については、前年度の時刻表に掲載した広告の掲載料を再度徴収はしない。掲載中の変更・取下げについては原則受付けない。
バス車内額面 (全運行バスへの 掲載)	A3 (横サイズ) 以内	掲載しようとする月の最初 の日から月末までの 1 箇月 間(注2)	6	(月) 5,000 円/枠 (注4)	掲載開始 日の 15 日前	全運行バスに掲載する原稿を用意すること。 バス車両の点検や故障等による代車運行を行う場合においては広告掲載の実施および該当期間の広告料の返還は行わない。
バス接近情報通知 用大型モニター (鯖江駅バス停(1 番のりば)、公立 丹南病院)	静止画 (1 枚 15 秒/1 台) / 1 枠 バス情報通知待機中に スライド形式で再生する。	掲載しようとする月の最初 の日から月末までの 1 箇月 間(注2)	15 (1 台)	(月) 2,000 円/枠 (注4)	掲載開始 日の 15 日前	鯖江駅の大型モニターの設置場所は鯖江駅 バス停(1 番のりば)のバス停止屋内、公立丹 南病院の大型モニターの設置場所は正面入 り口を入った待合室である。 鯖江駅バス停の大型モニターについては 6 時 50 分～19 時 30 分、公立丹南病院の大型モニ ターについては、8 時 30 分～17 時 00 分まで の再生とする。
バス停標識柱	看板 (1 標識柱につき、1 枠) 縦 250 ミリメートル 横 400 ミリメートル 看板は標識柱上部に設置し、容易に外 れないようしっかり金具で固定するこ と。	4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間(注2)	—	(年) 10,000 円/枠 (注3)	掲載開始 日の 15 日前	事前に希望する標識柱に広告を掲載できる か、総合交通課に協議すること。 広告看板の作成および管理については広告 主にて実施すること。

<p>バス車両（本体）①</p>	<p>バス車両本体における車両ラッピング  ※車両ラッピングに係る掲載位置は別表2のとおりとする。</p> <p>広告の撤去後に剥離跡の残らないラッピングシート素材を使用し、既存のラッピングデザインの上に貼付けるものとする。</p> <p>ラッピングシートの貼付けについては、広告掲載車両の運行を行うつつじバス運行事業者事務所にて実施すること。</p> <p>広告掲載する面内（ひと面につき）にめがねのまちさばえPRマークを1つ以上（※大きさは縦0.30m以上の大きさとし、その他の仕様についてはめがねのまちさばえPRマークデザインマニュアルに基づいて使用すること）入れること。</p>	<p>原則として4月1日から翌年3月31日までの1年間（注2）</p>	<p>2台  (8・10号車)  ※運行する路線や時間帯については、申込時に総合交通課より説明を行う。</p>	<p>バス車両全体（前面を除く）  (年) 500,000 円/枠  (注5)</p> <p>バス車両側面（左面）  (年) 200,000 円/枠  (注5)</p> <p>バス車両側面（右面）  (年) 220,000 円/枠  (注5)</p> <p>バス車両背面  (年) 80,000 円/枠  (注5)</p>	<p>掲載開始日の3箇月前</p>	<p>【申込対象者について】  バス車両(本体)広告については、市内に事業所等を有するものを申込の対象とする。</p> <p>【費用について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バス車両の点検や故障等による代車運行を行う場合においては広告掲載の実施および該当期間の広告料の返還は行わない。</li> <li>・デザイン作成料、バス車両へのラッピング掲載および撤去に要する費用については広告主が負担すること。</li> </ul> <p>【広告の修復および原形復旧について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・掲載された広告が破損したときにおいて、その修復に要する費用は、その原因が市の責めに帰すべき事由による場合以外については、広告主の負担とする。</li> <li>・広告の掲載を中止し、又は広告の掲載期間が終了した場合は、自己の責任において広告を撤去し、及び原形復旧を行うものとする。なお、広告を撤去する際に原形デザインに破損が生じた場合の修復に要する費用については、広告主が負担するものとする。</li> <li>・車両への広告の掲載および撤去についての日程およびラッピングシート貼付・取外しを行う場所については、総合交通課と協議を行うこと。</li> </ul> <p>【広告掲載の優先順位について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・掲示期間は原則左記の掲載期間のとおりであるが、翌年度も掲載を希望する場合については、12月末日までに継続の申出を行うことで広告掲載の優先順位を第一の順位とするものとする。</li> </ul>
------------------	---	-------------------------------------	---	---	-------------------	---

<p>バス車両（本体）②</p>	<p>バス車両本体の背面一部における車両ラッピング  ※車両ラッピングに係る掲載位置は別表3のとおりとする。</p> <p>広告の撤去後に剥離跡の残らないラッピングシート素材を使用し、既存のラッピングデザインの上に貼付けるものとする。</p> <p>ラッピングシートの貼付けについては、広告掲載車両の運行を行うつつじバス運行事業者事務所にて実施すること。</p>	<p>原則として4月1日から翌年3月31日までの1年間  (注2)</p>	<p>6台  (1・2・3・5・6・7号車)  ※運行する路線や時間帯については、申込時に総合交通課より説明を行う。</p>	<p>バス車両背面（一部）  1号車（中型車両）  (年) 60,000 円/枠  (注5)  2・3・5・6・7号車（小型車両）  (年) 60,000 円/枠  (注5)</p>	<p>掲載開始日の3箇月前</p>	<p>【申込対象者について】  バス車両(本体)広告については、市内に事業所等を有するものを申込の対象とする。</p> <p>【費用について】  ・バス車両の点検や故障等による代車運行を行う場合においては広告掲載の実施および該当期間の広告料の返還は行わない。  ・デザイン作成料、バス車両へのラッピング掲載および撤去に要する費用については広告主が負担すること。</p> <p>【広告の修復および原形復旧について】  ・掲載された広告が破損したときにおいて、その修復に要する費用は、その原因が市の責めに帰すべき事由による場合以外については、広告主の負担とする。  ・広告の掲載を中止し、又は広告の掲載期間が終了した場合は、自己の責任において広告を撤去し、及び原形復旧を行うものとする。なお、広告を撤去する際に原形デザインに破損が生じた場合の修復に要する費用については、広告主が負担するものとする。  ・車両への広告の掲載および撤去についての日程およびラッピングシート貼付・取外しを行う場所については、総合交通課と協議を行うこと。</p> <p>【広告掲載の優先順位について】  ・掲示期間は原則左記の掲載期間のとおりであるが、翌年度も掲載を希望する場合には、12月末日までに継続の申出を行うことで広告掲載の優先順位を第一の順位とするものとする。</p>
------------------	---	---	--	---	-------------------	---

(注1) 色彩はフルカラー（白黒は除く）とする。

(注2) 年度・月の途中からの掲載を希望する場合は、事前に総合交通課に協議すること。

(注3) 年度の途中から掲載を希望する場合は、掲載料を(月)900円/枠とし、掲載月から当該年度3月まで毎月徴収するものとする。なお、掲載開始が月の途中からでも、月額を徴収するものとする。

(注4) 月の途中から掲載を開始する場合は、掲載料を、広告掲載を開始する月の日数で除した額（1円未満は切捨）に、掲載を開始する日から月末までの日数を乗じた額を掲載料として徴収する。

(注5) 年度の途中から掲載を希望する場合は、掲載料を12で除した額（1円未満は切捨）に、掲載を開始する月から掲載を終了する月までの月数を乗じた額を掲載料として徴収する。なお、掲載開始が月の途中からでも、月額を徴収するものとする。また、年度の途中で掲載を終了する場合も同じとする。

別表 2

バス車両（車体）① における車両ラッピングに係る広告の掲載は次の図のとおり示すところによる。

備考：ラッピング可能箇所においても、保安部品等により掲載が出来ない箇所があります。

 …ラッピング可能箇所

↓バス車両側面（右面）



↓バス車両側面（左面）



↓バス車両側面（背面）



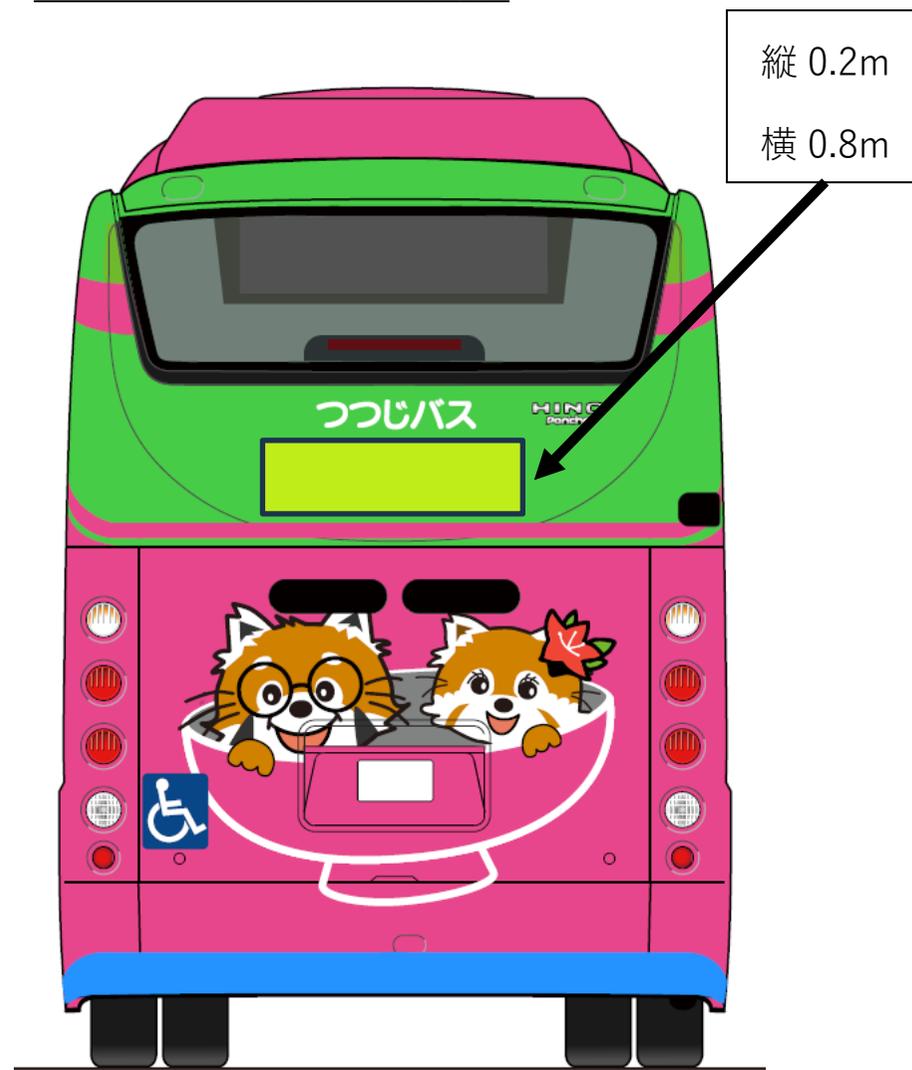
別表 3

バス車両（車体）② における車両ラッピングに係る広告の掲載は次の図のとおり示すところによる。

1号車（中型車両）背面



2・3・5・6・7号車（小型車両）背面



様式第1号（第5条関係）

鯖江市コミュニティバス広告掲載申込書

年 月 日

鯖江市長 様

申 込 者 住 所

代 表 者

電話番号 ( ) -

鯖江市コミュニティバス広告掲載について、鯖江市コミュニティバス広告掲載取扱要領の規定に基づき、次のとおり申し込みます。

また、申し込みにあたり、私（当社）の市税納付状況について調査することに同意します。

広告の種類	<input type="checkbox"/> 携帯時刻表 40 mm×65 mm ( 枠)	25,000 円 /年
	<input type="checkbox"/> バス車内額面 A3 横サイズ (全バス掲載)	5,000 円 /月
	<input type="checkbox"/> バス接近情報通知用大型モニター(駅) <input type="checkbox"/> バス接近情報通知用大型モニター(丹南)	2,000 円 /月
	<input type="checkbox"/> バス停標識柱 ( バス停 側)	10,000 円 /年
		900 円 /月
	<input type="checkbox"/> バス車両 (本体) ① (全体・側面 (右・左)・背面) 号車	円 /年
<input type="checkbox"/> バス車両 (本体) ② (背面一部) 号車	円 /年	
広告の内容(※)	広告原稿等は別添のとおり	
掲載期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
連絡先	担当部署・氏名	
	電話番号	
	電子メールアドレス	

(※)着色した広告のデザイン画・版下を添付してください。

様

鯖江市長

鯖江市コミュニティバス広告掲載可否決定通知書

年 月 日付けで申し込みのあった鯖江市コミュニティバス広告掲載について、鯖江市コミュニティバス広告掲載取扱要領の規定に基づき、次のとおり決定しましたので通知します。

決定区分	<input type="checkbox"/> 掲載します		<input type="checkbox"/> 掲載しません	
	〈理由〉			
掲載期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
掲載（掲示）料	<input type="checkbox"/> 携帯時刻表 (25,000 円/年)		<input type="checkbox"/> バス車内額面 (5,000 円/月)	
	<input type="checkbox"/> バス接近情報通知用大型モニター (2,000 円/月)		<input type="checkbox"/> バス停標識柱 (10,000 円/年、900 円/月)	
	<input type="checkbox"/> バス車両(本体) ① (全体・側面(右・左)・背面) ( 円/年) 号車		<input type="checkbox"/> バス車両(本体) ② (背面一部) ( 円/年) 号車	
		円	枠	年間 箇月間
	計			円
備考				

様式第3号（第9条関係）

鯖江市コミュニティバス広告掲載内容等変更申出書

年 月 日

鯖江市長 様

申出者 住 所

代 表 者

電話番号 （ ） ー

鯖江市コミュニティバス広告掲載について、鯖江市コミュニティバス広告掲載取扱要領の規定に基づき、次のとおり申し出ます。

広告の種類	<input type="checkbox"/> 携帯時刻表	
	<input type="checkbox"/> バス車内額面	
	<input type="checkbox"/> バス接近情報通知用大型モニター	
	<input type="checkbox"/> バス停標識柱	
	<input type="checkbox"/> バス車両（本体）①	
	<input type="checkbox"/> バス車両（本体）②	
広告の内容等の変更箇所（※）		
連絡先	担当部署・氏名	
	電話番号	
	電子メールアドレス	

（※）変更した広告のデザイン画・版下を添付してください。

様式第4号（第11条関係）

鯖江市コミュニティバス広告掲載取下申出書

年 月 日

鯖江市長 様

申出者 住 所

代 表 者

電話番号 （ ） ー

鯖江市コミュニティバス広告掲載について、鯖江市コミュニティバス広告掲載取扱要領の規定に基づき、次のとおり申し出ます。

取下年月日	年 月 日	
広告の種類	<input type="checkbox"/> 携帯時刻表	
	<input type="checkbox"/> バス車内額面	
	<input type="checkbox"/> バス接近情報通知用大型モニター	
	<input type="checkbox"/> バス停標識柱	
	<input type="checkbox"/> バス車両（本体）①	
	<input type="checkbox"/> バス車両（本体）②	
取下理由		
連絡先	担当部署・氏名	
	電話番号	
	電子メールアドレス	